

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

手形と印紙税

Q：当社は、不動産売買を営んでいます。建売住宅建築費を支払う際に、工務店の求めにより同一期日で手形を数枚に分けて発行していますが、1枚の手形に比べて結果的に印紙税が割安になります。何か問題がありますか。

A：問題ありません。

【解説】

印紙税は、文書に記載された契約金額等に関係なく、一律に200円など一定の金額とする、いわゆる定額基準といわれるものと、記載された契約金額等に応じて税額が異なる、いわゆる階級定額税率といわれるものがあります。階級定額税率とされる文書は、その記載金額によって貼るべき印紙税の額が異なるため、ある文書を作成した場合、その文書を2通以上としたときの貼るべき印紙税の額が異なってきます。

印紙税法では、約束手形1枚につき印紙税何円と定めていますので、手形の合計額は考慮する必要はありません。領収書の分割についても同じです。

また、相殺領収書は課税文書になりませんから、忘れずに相殺である旨を明記しましょう。

なお、契約書や領収書に印紙が貼っていない場合でも、ただちにその契約書や領収書が無効になるわけではありませんが、印紙税の過怠となり、不足分の3倍の過怠税を徴収されることとなります。

